

# ケネーの『経済表』[第3版]について

津 田 内 匠

経済学の歴史の上で名高いケネーの『経済表』(原表)には3種の版がある。第1版は1758年末、第2版は翌1759年春、そして第3版は同1759年末に、いずれもヴェルサイユ宮殿内の印刷所でごく小部数が刷られたといわれている。第1版と第2版の完本は現在まだ発見されていないが、1889年に第1版の草稿と第2版の校正刷とが、シュテファン・パウアーによってパリの国立文書保管所の『ミラボ文書』のなかから発見された。こんにちケネーの『経済表』(原表)の構想として論じられているものは、主としてこの第2版校正刷である。第1版と第2版の完本が探し求められていることはいうまでもないが、とくにケネーの『経済表』の構想の発展を予想して第3版の行方が世界の学者によって探索されてきた。その第3版とみられるものが、ドイツ民主共和国のマルゲリーテ・クチンスキー女史によって、発見され、昨年公表された。経済学史研究史上の注目すべきことである。以下の一文では、クチンスキー女史および同女史に資料を提供したエリュセリアン・ミルズ・ヒストリカル・ライブラリ関係者に深い敬意を表しつつ、公表された『経済表』[第3版]について、その主要な特徴を簡単に紹介したい。ちなみに本書<sup>1)</sup>は原本の原寸大(18世紀の4折判)で、はじめにクチンスキー女史による序文(I—XXI)がつき、そのあと所蔵者デュボン・ドゥ・ヌムールのペン書きによるEx-Librisと原本の表紙模様の写真があって、『経済表』[第3版]つまり経済表(1枚)・『経済表の説明』(i—xij)・『ドゥ・シュリ氏の王国経済の摘要』(1—22)の写真複製版がつづき、以下同女史による『経済表』[第3]版のドイツ訳(43—78)・訳注(79—91)・付録(92—94)からなっている。

この『経済表』[第3版]<sup>2)</sup>の発見までの経過は、別掲のクチンスキー女史による特別寄稿に詳しいが、そこで

1) *Tableau économique von François Quesnay*, [3. Ausgabe, 1759]. Herausgegeben, eingeleitet und übersetzt von Marguerite Kuczynski. Berlin, Akademie-Verlag, XXI, 94, 1965.

2) 以下、本書を論ずる場合発見者にしたがって、『第3版』の推定記号はつけたままとする。

のべられているように、『経済表』[第3版]がわれわれの目の前に多少とも姿を現わしたのは、今回がはじめてではない。すなわち1905年に、フィジオクラシーの研究者として、また『チュルゴ全集』の編集者として名高いギユスターヴ・シェルが『経済表』(最終版)の構成を部分的に紹介したことがあるからである<sup>3)</sup>。その紹介によって、研究者はすくなくとも第3版の構成上の特徴を理解することができた。それによると、第3版の経済表は第2版と同じく600リーヴルの収入を起点とするものであり、『経済表の説明』は第2版と同じものであるらしいが、第3版では、第2版で経済表と『経済表の説明』の間に挿入されていた第1版の経済表の修正表が削除され、さらに大きな特徴としては、第2版では23項からなっていた『ドゥ・シュリ氏の王国経済の摘要』が24項にふえ、それにおびただしい量の注がつけ加えられているということであった。シェルは第3版の24項からなる『ドゥ・シュリ氏の王国経済の摘要』を再録したのであるが、おびただしくふえたといわれる注については再録せず、ただこれらの注は第2版の『摘要』の発展とみられる『農業国の経済的統治の箴言』と同一のものではないことを指摘しただけであった。これが、これまでにわかっていた第3版の部分像である。

今回の公表によって、巻頭の経済表は第2版のそれと同一であり、また『経済表の説明』も多少の字句と計算の訂正のほかは第2版のそれとほぼ同一であることが確認される。したがって、この[第3版]の発見によって第1に注目されるのは、『摘要』とそれにつけられた大量の注の全容いかんということである。経済表第1版につけられていた22項からなる『国民の年収の分配の変化についての注意』はすでに1956年坂田教授によって公表されている<sup>4)</sup>。経済表そのものは、第2版から[第3版]にかけてまったく変化しなかったが、経済表各版と

3) Schelle, Gustave, "Quesnay et le Tableau économique," *Revue d'Economie politique*, 1905, pp. 490-521.

4) ケネー『経済表』坂田太郎訳 4-7, 9-13, (3)-(6)ページ。

それぞれ表裏をなしている『注意』(第1版)から『摘要』(第2版・[第3版])への推移の過程をみることによって、ケネーの経済表の構想の成熟の過程を理解することができるであろう。ここで[第3版]『摘要』とその注について詳細にのべることはできないが、とりあえずは第1版『注意』および第2版『摘要』からの異動のあらましを紹介しておこう。

ケネーが初期の諸論稿『借地農』、『穀物』等から『経済表』(原表)の構想に到達する過程で基本的に意図したものは、国民経済の再生産構造の科学的な把握によって、前期的商業資本の個別的な政策の集合体にすぎないコルベルチスムを根底から批判し、当時の制約された状況からせまく農業に限定してではあるが、資本主義的生産への経済体制の転換の必然性を訴えることであり、それが科学的であるだけにいっそう実践的性格をとったことについては、こんにち異論の余地はない。『経済表』(原表)は剰余価値としての純生産物(*produit net*)、つまり地主の地代収入の生産階級(農業者)・不生産階級(商工業者)への分配過程を通じて個別資本の再生産過程を描いたものであり、これに対して第1版以来『表』に付せられた『注意』および『摘要』は、表に描かれた再生産過程を維持するための「前提」として示されたものであるが、さきにものべたように表の実践的性格からして、それはとうぜん現状に対する原理的・政策的批判であった。

すでにのべたように第1版の『注意』は22項、第2版の『摘要』は23項、そして[第3版]の『摘要』は24項と逐次その「前提」すなわち現実批判点をふやしているが、全体の変化をとおしての要点は国民収入としての純生産物の増大をはかるために、小農法から大農法への転換、つまり封建的分益小作制から資本主義的借地農制への転換の「前提」となる豊富な前払いの確保、およびその保全のために現実のあらゆる角度から論点を整備拡充するということである。

第1版の『注意』の構成をみると、まづ最初の6項は当時いぜんとして重金主義ないしは重商主義思想の支配的な現状に対して、「収入の再生産と人民の安楽を損う金銭的財産」(I)を形成することをいましめ、つぎの4項(VII—X)では借地農の前払いを確保し保全するための土地単一税を主張し、100%の再生産を可能にするに十分な借地農の前払いの必要をのべ、こうして確保された前払いの都市および国外への流出をいましめる。つぎの第3段の7項(XI—XVII)では、この確保された前払いとそれによる国民収入の再生産とを維持するための「生

産的支出」(XVII)と穀物の市場価値の安定を期するための「粗生産物の対外商業」(XVII)の奨励とが訴えられ、最後の5項(XVIII—XXII)では、豊富な前払いをもつ多数の富裕な農業者をふやすためにこれを妨げる寄生的金融業者の形成する「金銭的財産」がふたたび批判され、政府の生産的支出のいっそうの必要が訴えられ、国民収入を無視した重商主義的人口主義が批判されている<sup>5)</sup>。『注意』の文脈は相互に入りこんでいるので、以上の区分は一応のものにすぎないが、全体をとおして論点を整理すると、前払いの確保→その保全のための、「金銭的財産」批判、恣意的徴税機構批判=土地単一税の主張、コルベルチスムの低穀価政策批判=借地農の利潤をふくむ穀物の「良価」(*le bon prix*)実現のための「粗生産物」の国内・国外商業の奨励、奢侈品産業批判=「生産的支出」の奨励→そして国民収入としての純生産物の増大ということになるだろう。

第1版の『注意』のこれら諸論点に対して、第2版の『摘要』はいくつかの項目で説明を補足し、新たに1項目と7つの注を設けて、第1版の『注意』の「前提」=現実批判点をいっそう明瞭に浮きたたせている。これらの補足された部分と注の部分の論点を要約すれば、前払いの必要についての詳説、前払い不足の現状とこの不十分な前払いに対する課税がさらに再生産を妨げている現状の指摘、富裕な借地農による大農法の定義、前払いの回収を保証し純生産物を増大するための対外商業における「粗生産物の売行きと価格」の維持の強調、農業における前払いの確保と純生産物=国民収入の増大を基本とする観点からの重商主義的人口主義批判である。そして、このように第1版の『注意』の諸論点が強調され詳説されるなかで、さらに「耕作の自由」を求める項目が追加されるのである。

「XXI. 各人が可能なかぎり最大の生産物をそこからひきだすために、彼の利益、彼の能力、土地の性質から思いつくよう生産物を自分の畑で耕作することは自由であること。なぜなら土地の耕作においては独占はいささかも助長されるべきではない。それは国民の一般的収入を損うからである。あれやこれやの売上価値を犠牲にしてまで、必要度のうすい農産物に優先して、必需農産物の豊富を奨励しようとする偏見は、じつは相互的対外商業の効果があらゆるものを供給し、また各国民が最大の利潤をもって耕作しうる農産物の価格を決定することにあるということまでを見通せない短見を吹きこまれて

5) 上掲書、9-13ページ。

いるのである。食糧の不足や外敵に対して臣民を守るため、また君主の栄光と勢力、国民の繁栄を維持するために第1に必要なのは、収入と租税である<sup>6)</sup>。これはいうまでもなく、奢侈品のダンピング輸出を支えるための低穀価政策の必要上、穀物耕作の自由を制限したコルベルチスムに対する批判であり、さきにあげた粗生産物の対外商業の自由を積極的に補完するものである。以上のような第2版『摘要』の要約ではまだ不十分ではあるが、とりあえずこれだけの理解をもって、〔第3版〕『摘要』の考察にすすもう。

さきにのべたように、〔第3版〕『摘要』は新たに1項目が追加されて全体で24項目からなるが、そのうち7つの項目で本文の説明が追加や訂正で補足され、17の項目で注があるいは追加されあるいは新設されて、全体はぼう大な量にふえている。これらはあるいは新たに加えられたものであったり、あるいは初期の諸論稿から移されたものであったりでまちまちであり重複が目立つが、文脈は全体としていっそう複雑に相互に入り込んで、ますます現状批判の実践的性格をあらわにし、その意味で第1版『注意』と第2版『摘要』での諸論点の基調をいっそう鮮明にしているといえる。

まず新設の項目からいえば、第2版『摘要』で新設された「耕作の自由」を主張する第21項〔第3版〕では第22項の前に、富裕な借地農による小作地の統合の必要を説くつぎの項が第21項として新設されている。

「穀物の耕作に用いられる土地は、富裕な農業者(ラブルール)によって経営される大きな小作地にできるだけ統合されること。なぜなら農業の大きな企業においては小さな企業の場合より建物の維持と修理のための支出はすくなくすみ、それに比例して経費ははるかにすくなく、純生産物ははるかに多く得られるからである。というのは農業の小企業の場合その仕事と能力の大きさからみて、ゆたかな耕作をおこなうために必要な富裕をもたない大多数の借地農の家族が無用にしかも土地の収入を犠牲にして住んでいるからである。この多数の借地農は収入の増加にとってよりも人口にとって有利ではない。なぜなら人間をさまざまな階級に分けているさまざまな職業やさまざまな労働にとって最も確実に最も使用可能性の高い人口は純生産物によって維持される人口からである。動物・機械・河川等の手段でおこなわれる

6) Quesnay, "Extrait des économies royales de M. de Sully", *François Quesnay et la physiocratie*, II, pp. 671-672.

労働の利潤からの節約はすべて人口と国家の利益に帰着する。というのは純生産物が多ければ多いほど、それは他の諸種のサービスや他の諸種の労働に従事する人間に多くの利得を得させるからである<sup>7)</sup>。」

この新設された第21項は、第20項「耕作可能な大きな領土と粗生産物の盛んな商業をおこなう便宜とを有する国民は、農業労働と農業支出とを犠牲にしてまでも、貨幣と人間を製造業と奢侈品商業とに使いすぎないこと。なぜなら、なによりもまず王国には富裕な耕作者が多数住んでいることが必要であるからである<sup>8)</sup>。」につづき、さらにさきに第2版『摘要』で新設された〔第3版〕『摘要』での第22項とつづくことによって、ケネーが第1版『注意』から第2版『摘要』にかけて繰りかえし主張してきた一連の論点、すなわち前払いを「金銭的財産」と恣意的課税から確保し保全して農業生産に立脚した商工業の育成とともに資本主義的農業のいっそう展開をはかるという展望がここにいっそう明瞭となるのである。この意味では、〔第3版〕『摘要』で大量に追加された本文や注の説明の要点は以上の第1版・第2版・〔第3版〕と追加され強化された論点に集約されるとみることもできよう。すなわち第1項にさきだつ前文の注では、第2版『摘要』では、「もし6億[リーヴル]の収入に租税を加算し、租税が2億[リーヴル]であるとあるとすれば、まず農業者の創業をおこなうに必要な原前払いを勘定に入れなくても、年前払いはすくなくとも12億[リーヴル]であることが必要であろう<sup>9)</sup>。」とのべられていたが、〔第3版〕『摘要』では、「6億[リーヴル]の収入に租税を加算する必要がある。租税が3億、10分の1税が1億5,000万とすれば、純生産物は10億5,000万となるはずである。しかしそれを生ぜしめる年前払いと、まず第1に農業者の設備を整えるための原前払いは合計で約40億はあるだろう<sup>10)</sup>」と訂正され、つづいて第2版『摘要』と同じく、「最も肥沃な土地でも、耕作の支出をまかなうに必要な富がなければ無価値である」と前払いの必要が強調される。さらにすぐつづいて〔第3版〕『摘要』で追加された注で、この前払いを保護する租税形態が論じられ、その唯一の形態として土地単一税が示唆されるの

7) *Tableau économique von François Quesnay*, [3. Ausgabe, 1759], S. 33.

8) *Ibid.*, S. 32.

9) Quesnay, "Extrait", *François Quesnay et la physiocratie*, II, p. 660.

10) *Tableau économique* [3. Ausgabe, 1759], S. 19.

11) *Ibid.*, S. 19-21.

である<sup>11)</sup>。すなわち、「よく整備された租税、つまりまちがった課税方式のために強奪と化すことのない租税は農業国民の土地の純生産物から派生した収入の一部と考えられるべきである。なぜなら、もしそうでなければ、それはそれ自身とも収入とも租税負担の臣下の状態とも均合ったいかなる規準ももたないであろう。…だから、税は収入にのみ、すなわち土地の純生産物にのみ課せられるべきであって、農業者の前払いにも労働者にも商品の売上げにも課せられるべきではない。…」

以下随所に前払いと租税と純生産物の関連が詳説されるのであるが、これと平行して、というよりこれと相互に関連して、第1版『注意』以来の諸論点が縷説されている。これらのほとんど全部は多少文章を変更され、また論点ごとに多少修正され再編成されて『農業国の経済的統治の箴言』に再録されているので、ここでは詳細な言及を省略するが、たとえば——これも『箴言』に再録されているが、〔第3版〕『摘要』で新たに示された論点であるからとりあげると、ケネーは前払いの確保の1方策として、農業企業と貴族の関係について、「多くの貴族が自分の鋤あるいは自分の資力を用いるのに十分な地所を財産としてもっていない」点に注意し、「国家利益のためにかれらの耕作やかれらの仕事を拡張するためにかれらに土地の賃借を許す」ことを主張し、また「小作料の支払いは、衣服や金利や賃貸料等の支払いと同様、相手は何びとであれ、いかなる従属関係も生じない、またさらに、土地所有者と耕作の前払いの所有者は双方ともに所有者であること、またこの点で格式は両者ともに平等であることを農業においては注意すべきである<sup>12)</sup>」とのべて農業近代化と新しい社会関係を示している。

さて、これまでは経済表そのものについては言及せず、もっぱら第1版『注意』から第3版『摘要』にいたる論点の展開を問題としてきたが、以上のようなあらましの理解ではあるが、第3版『摘要』の特徴を理解したうえで、経済表そのものをふりかえってみるとどのようなことがいえるであろうか。さきにものべたように、『経済表』〔第3版〕に付せられている経済表は第2版のそれと同一であり、『経済表の説明』もほぼ同一である。しかし経済表が第1版では起点の地主収入400リーヴルであったものが、第2版では600リーヴルとなり、再生産総額が第1版では800リーヴル、そして起点の地主収入が600リーヴルに修正された第1版の修正表では1200リ

ーヴルであったものが第2版では表に表われなかった原前払いの利子300リーヴルを加えて1500リーヴルとなっているように、『経済表の説明』でも、「年前払いとその利子および原前払いの利子」は「純生産物」とは別に再生産総額を構成するものと理解されている。すなわちしばしば指摘されているように、ケネーは初期の『穀物』では借地農の「利潤」を純生産物のなかにふくめ、地主の地代収入とは別箇に独立のものとして理解していたのであるが、経済表第1版では借地農の「利潤」は消失しているが、第2版にいたって借地農の「利潤」は「年前払いとその利子および原前払いの利子」として回収されると理解されるにいたったようである。しかし第2版の『摘要』では、たとえば「前払いは租税はこれを別として、平均約20%しか生産しなかった。この20%は10分の1税に、地主や借地農に、その利得、その前払いの利子およびその危険〔に対する補償〕として分配される<sup>13)</sup>」とあるように、借地農の「利得、前払いの利子、およびその危険〔に対する補償〕」は純生産物にふくまれている。この点が第3版『摘要』では「前払いは、農業者(ラブルール)に対する課税をふくめても、平均20%しか生産しなかった。そしてそれは、10分の1税、租税、地主に分配されていた。農業者の年々の回収分は別である<sup>14)</sup>」とされており、経済表〔第3版〕そのものには第2版からの発展はないが、〔第3版〕の『摘要』によって経済表第2版での不統一が訂正されていることがわかる。またこれによって、借地農の「利潤」を明示的には示さず、これをむしろ農業者の年前払いおよび原前払いの利子の回収という形で理解しようとするケネーの最終的構想へのいっそうの進展がうかがえるのである<sup>15)</sup>。ちなみに、さきに若干の字句と計算の訂正があるとのべた〔第3版〕『経済表の説明』では、第2版での「生産的支出をなす階級の富の総額」の計算に新たに原前払いの利子を加算するように修正されている点が注目される<sup>16)</sup>。

13) Quesnay, "Extrait," *op. cit.*, p. 670.

14) *Tableau économique* [3. Ausgabe, 1759.] S. 19.

15) この点については、すでに渡辺輝雄教授が明快に指摘しておられる。渡辺輝雄「ケネーにおける「利潤」範疇の解消と「原前払いの利子」範疇の成立について」『東京経済大学創立65周年記念講文集』517-553ページ、1965年10月を参照。なお、前払いと租税と純生産物の相関的な把握の必要を説かれる同教授の指摘も、さきに本文でのべた〔第3版〕『摘要』の特徴に照らして、いっそう説得的であると思われる。

16) *Tableau économique* [3. Ausgabe, 1759], S. 14.

12) *Ibid.*, S. 29-30.